

2019年度 研修部事業計画

1. 基本方針

司法書士の使命が、国民の権利の擁護と公正な社会の実現であることに鑑み、司法書士は、司法書士法等に定められる多様な業務の全てが、その使命の達成に必要な不可欠であることを自覚しなければならず、よって、それを実践するために研鑽を怠ることはできない。

そこで、研修部は、社会の要請に応じた研修として、これまで重点を置いて実施してきた相続関連及び不動産登記に関する研修を引き続き実施するとともに、司法書士倫理及び司法書士制度に関する研修も実施する。

また、商業・法人登記、裁判実務に加えて民事法改正、財産管理業務など、法改正や新たな法的需要に対応する研修を実施する。

なお、日司連や関ブロが行う同時配信型の研修を積極的に活用し、上記研修以外にも、本会研修では実現しにくい著名な学者や裁判官等が講師を務める研修を受講する機会を会員に提供する。また、講義のDVD化も活用し、会員から特に需要が見込まれる研修に関しては、講義を録画し、後日支部研修等でも活用できるようにして遠方会員や申込多数で受講できなかった会員への受講機会の拡大を図る。

その他、(公社)成年後見センター・リーガルサポートや茨城青年司法書士協議会等、関連団体等との共催等による研修を実施する。

2 事業項目

(1) 業務に関する会員研修会の開催

- ① 不動産登記及びその周辺業務に関する研修会
- ② 企業法務・商業・法人登記実務に関する研修会
- ③ 相続、空き家・所有者不明土地問題等に関する研修会
- ④ 裁判実務に関する研修会
- ⑤ 財産管理業務等に関する研修会
- ⑥ 司法書士倫理及び司法書士制度に関する研修会
- ⑦ その他、法改正等に対応するための研修会

(2) 研修単位(年間12単位以上)取得率向上のための施策の検討・実施

(3) 各支部における研修会の開催支援

(4) 年次制研修会の実施

(5) 新人研修会の開催

- (6) 各種研修情報の提供
- (7) その他、研修部に属する事業